

第18回

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

調整結果

日 時 平成16年11月1日(月)13時30分~

場 所 飯山町役場分館1階大研修室

目 次

報告第68号	一般職の職員の身分の取扱いについて	1
報告第69号	特別職の職員の身分の取扱いについて	15

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

【協定内容】

職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

【調整結果】

1 職名

(1) 市長部局

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
吏員 (事務吏員・技術 吏員)	部長、参事、課長、室長、所長、 担当主幹、主幹、園長、担当副 主幹、副主幹、主査、保育所長、 指導主事、主任、副主任、主任 主事、主任技師、主事、技師、 守衛長、保健師長、看護師長、 班長、副班長、保育士、保健師、 看護師、寮母(父)、栄養士、運 転手、守衛、調理員、警備員、 現場監督、 (丸亀市職員職名規則)	参事、課長、室長、次長、主幹、 課長補佐、副主幹、係長、主任 主事 (綾歌町処務規則)	参事、課長(主幹)、課長補佐(副 主幹)、主査、主任主事、主任 技師、主事、技師、保健師長、 主任保健師、主任栄養士、主任 保育士、保健師、栄養士、保育 士、理学療法士 (飯山町職員の職の設置に関す る規則)	・補職名(基本的な役職名) 部長、課長、室長、副課長、担当長 ・職種名 保育士、保健師、看護師、寮母(父)、 栄養士、運転手、調理員、衛生清 掃員、理学療法士
吏員以外の職	主事補、技師補 (丸亀市職員職名規則)		主事補、技師補、事務補、電話 交換手、現場主任、自動車運転 手、工手、給食調理員、 用務員、作業員、 (飯山町職員の職の設置に関す る規則)	主事補、技師補

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

2 職員の給与

(1) 給料表、手当等

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
給料表	行政職(一) 10級制 (全職種)	行政職(一) 9級制 技能職給料表 5級制	行政職(一) 8級制 行政職(二) 5級制	行政職(一) 8級制	行政職(一) 10級制 (全職種)
初任給	一般行政職及び消防職 高校卒 1級8号給 138,800円 短大卒 1級10号給 148,500円 大学卒 2級2号給 170,700円	一般行政職 その他(高校卒)1級2号給 134,400円 高校卒 1級3号給 138,800円 短大卒 1級5号給 148,500円 大学卒 2級2号給 170,700円 技能職 高校卒 1級7号給 138,800円	一般行政職 高校卒 1級3号給 138,800円 短大卒 1級5号給 148,500円 大学卒 2級2号給 170,700円 技能職 高校卒 1級6号給 134,400円	消防職 高校卒 1級4号給 143,300円 短大卒 1級6号給 154,300円 大学卒 2級3号給 177,400円	一般行政職及び消防職 高校卒 1級3号給 138,800円 短大卒 1級5号給 148,500円 大学卒 2級2号給 170,700円
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

(2) 級別職務分類表

区分	丸亀市 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	綾歌町 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	飯山町 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	飯綾消防組合 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	調整結果
1級	定型的業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務	主事補又はこれに相当する職務	主事補、技師補、保健師、栄養士、保育士、幼稚園教諭、司書、理学療法士	係	主事補又は技師補の職務
2級	1 定型的業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 相当高度な知識を必要とする定型的業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務	主事又はこれに相当する職務	主事、技師、保健師、栄養士、保育士、幼稚園教諭、司書、理学療法士	係	1 相当の知識経験を必要とする業務を行う主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	主任主事若しくは困難な業務を処理する主事又はこれに相当する職務	主事、技師、主任主事、主任技師、保健師、栄養士、保育士、幼稚園教諭、司書、理学療法士	主任、係	相当の知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
4級	1 副主任の職務又はこれに相当する職務 2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	係長若しくは困難な業務を処理する主任主事又はこれに相当する職務	主任主事、主任技師、保健師、栄養士、保育士、幼稚園教諭、主査、主任保健師、主任栄養士、主任保育士、主任教諭、司書、理学療法士	係長、主任	副主任の職務
5級	1 主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う副主任の職務又はこれに相当する職務	副主幹若しくは困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務	主査、主任保健師、主任栄養士、主任保育士、主任教諭、教頭、保健師長、出先機関の長、副主幹、課長補佐、議会事務局長	課長、課長補佐、係長、主任、防災センター業務課長	主任の職務

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

区分	丸亀市 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	綾歌町 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	飯山町 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	飯綾消防組合 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	調整結果
6級	1 相当困難な業務を処理する主査の職務 2 保育所長若しくは幼稚園長の職務又はこれに相当する職務 3 主任の職務又はこれに相当する職務	主幹、出先機関の長、課長補佐、又は特に困難な業務を処理する副主幹・係長又はこれに相当する職務	主査、保健師長、出先機関の長、副主幹、課長補佐、議会事務局長、主幹、課長	課長、課長補佐(副署長)、防災センター所長、副所長、業務課長	担当長の職務
7級	1 担当副主幹の職務 2 副主幹の職務 3 相当困難な業務を処理する保育所長若しくは幼稚園長の職務又はこれに相当する職務 4 困難な業務を処理する主査の職務 5 困難な業務を処理する主任の職務	課長及び特に困難な業務を処理する主幹、課長補佐及び出先機関の長、又はこれに相当する職務	出先機関の長、議会事務局長、主幹、課長	消防長、次長、課長(署長)、防災センター所長	担当長の職務 副課長の職務
8級	1 課長の職務 2 室長の職務 3 担当主幹の職務 4 主幹の職務 5 困難な業務を処理する担当副主幹の職務 6 困難な業務を処理する副主幹の職務 7 困難な業務を処理する保育所長若しくは幼稚園長の職務又はこれに相当する職務	課長及び特に困難な業務を処理する主幹又はこれに相当する職務	参事、課長、教育次長	消防長、次長	副課長の職務 室長の職務 課長の職務

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

区分	丸亀市 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	綾歌町 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	飯山町 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	飯綾消防組合 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)	調整結果
9級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長の職務 3 困難な業務を処理する室長の職務 4 困難な業務を処理する担当主幹の職務 5 困難な業務を処理する主幹の職務	参事又は総括課長			室長の職務 課長の職務 部長の職務
10級	困難な業務を処理する部長の職務又はこれに相当する職務				部長の職務
備考		局長、次長については、相当する各級に任命権者が分類する。			

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号 一般職の職員の身分の取扱いについて

3 手当等の詳細

(1) 住居手当

区分		丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
支給要件	借家	自ら居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	自ら居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	自ら居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	自ら居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	自ら居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
	持家	その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者	その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者	その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者	その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者	その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主である者
	上記以外	上記以外の職員				上記以外の職員
支給額	借家の職員	・家賃月額23,000円以下 家賃月額 - 12,000円 + 2,000円 ・家賃月額23,000円超 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 + 2,000円	・家賃月額23,000円以下 家賃月額 - 12,000円 ・家賃月額23,000円超 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円	・家賃月額23,000円以下 家賃月額 - 12,000円 ・家賃月額23,000円超 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円	・家賃月額23,000円以下 家賃月額 - 12,000円 ・家賃月額23,000円超 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円	・家賃月額23,000円以下 家賃月額 - 12,000円 + 2,000円 ・家賃月額23,000円超 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 + 2,000円
	持家の職員	月額3,000円(5年を経過するまでは4,500円)	月額2,500円(5年を経過するまで)	月額2,500円(5年を経過するまで)	月額2,500円(5年を経過するまで)	月額3,000円(5年を経過するまでは4,500円)
	上記以外の職員	月額2,000円(2人以上の職員が同一家屋に居住する場合は、2人目以上1,000円)				月額2,000円(2人以上の職員が同一家屋に居住する場合は、2人目以上1,000円)

(2) 期末・勤勉手当の基礎額に加算する割合

区分		丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
職務の級	4級	5%	5%	5%	5%	5%
	5級	5%	5%	5%	5%	5%
	6級	10%	10%	10%	10%	10%
	7級	10%	10%	10%	10%	10%
	8級	15%	15%	15%	15%	15%
	9級	15%	15%			15%
	10級	20%				20%

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号 一般職の職員の身分の取扱いについて

(3) 管理職手当

区分	丸亀市		綾歌町		飯山町		飯綾消防組合		調整結果	
管理職手当を支給する職及び支給割合	部長級	16%	参事	20%	次長・総務課長	17%	消防長	15%	部長	15%
	課長級	13%	7級以上の課長・局長・次長・所長	15%	課長級	14%	次長・署長・防災センター所長	13%	課長	12%
	副主幹級	11%	主幹・所長・課長補佐・園長	12%	主幹級	12%	副署長・課長・防災センター副所長・業務課長	10%	副課長	9%
	主査級	10%			課長補佐・出先の長・副主幹・保健師長級	10%	課長補佐	8%	職責手当 担当長	5%又は時間外手当の多い方

(4) 退職手当

区分	丸亀市		綾歌町		飯山町		飯綾消防組合		調整結果	
最高限度支給率 (定年・勸奨)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員等退職手当の準用 勤続年数35年 59.28月 経過措置 平成16年度については60.99月 		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員等退職手当の準用 勤続年数35年 59.28月 経過措置 平成16年度については60.99月 		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員等退職手当の準用 勤続年数35年 59.28月 経過措置 平成16年度については60.99月 		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員等退職手当の準用 勤続年数35年 59.28月 経過措置 平成16年度については60.99月 		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員等退職手当の準用 勤続年数35年 59.28月 経過措置 平成16年度については60.99月 	
退職時特別昇給	原則1号		原則1号		1号～2号		1号～2号		原則1号	

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

(5) 通勤手当

区分		丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
支給月額	交通機関利用	上限 月額55,000円	・ 運賃等の月額55,000円以下 運賃相当額 ・ 運賃等の月額55,000円超 55,000円×支給単位期間 の月数(6か月まで)	・ 運賃等の月額55,000円以下 運賃相当額 ・ 運賃等の月額55,000円超 55,000円×支給単位期間 の月数(6か月まで)	・ 運賃等の月額55,000円以下 運賃相当額 ・ 運賃等の月額55,000円超 55,000円×支給単位期間 の月数(6か月まで)	上限 月額55,000円
	自動車等を利用(片道)	2km未満 1,800円 2～5km " 2,600円 5～10km " 5,000円 10～15km " 7,500円 15～20km " 10,000円 20～25km " 12,600円 25～30km " 15,100円 30～35km " 17,600円 35～40km " 20,100円 40～45km " 22,600円 45～50km " 25,200円 50～ 27,700円	2km未満 1,800円 2～5km " 2,000円 5～10km " 4,100円 10～15km " 6,500円 15～20km " 8,900円 20～25km " 11,300円 25～30km " 13,700円 30～35km " 16,100円 35～40km " 18,500円 40～45km " 20,900円 45～50km " 21,800円 50～55km " 22,700円 55～60km " 23,500円 60～ 24,500円	2km未満 1,800円 2～5km " 2,000円 5～10km " 4,100円 10～15km " 6,500円 15～20km " 8,900円 20～25km " 11,300円 25～30km " 13,700円 30～35km " 16,100円 35～40km " 18,500円 40～45km " 20,900円 45～50km " 21,800円 50～55km " 22,700円 55～60km " 23,500円 60～ 24,500円	2km未満 1,800円 2～5km " 2,000円 5～10km " 4,100円 10～15km " 6,500円 15～20km " 8,900円 20～25km " 11,300円 25～30km " 13,700円 30～35km " 16,100円 35～40km " 18,500円 40～45km " 20,900円 45～50km " 21,800円 50～55km " 22,700円 55～60km " 23,500円 60～ 24,500円	2km未満 1,800円 2～5km " 2,000円 5～10km " 5,000円 10～15km " 7,500円 15～20km " 10,000円 20～25km " 12,600円 25～30km " 15,100円 30～35km " 17,600円 35～40km " 20,100円 40～45km " 22,600円 45～50km " 25,200円 50～ 27,700円
	交通機関+自動車等	徒歩通勤距離、交通機関 利用距離、自動車等使用 距離を考慮	徒歩通勤距離、交通機関 利用距離、自動車等使用 距離を考慮	徒歩通勤距離、交通機関 利用距離、自動車等使用 距離を考慮	徒歩通勤距離、交通機関 利用距離、自動車等使用 距離を考慮	徒歩通勤距離、交通機関 利用距離、自動車等使用 距離を考慮

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

(6) 宿日直手当

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホーム亀寿園のみ 勤務1回につき5,500円 月末締めで翌月給与支給に含めて支給 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務1回につき4,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務1回につき4,200円 勤務時間が1回5時間未満の場合 2,100円 12月28日～翌年1月4日 1,000円加算 常直的な宿日直 月額63,000円 (宿泊なしの場合は、 19,000円) 月末締めで翌月給与支給に含めて支給 	/	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホームに勤務する者 勤務1回につき 宿直手当5,500円 月末締めで翌月給与支給に含めて支給

(7) 旅費

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
日当及び宿泊料	日当(県外) 2,600円 宿泊料 13,100円	日当(県外のみ) 2,000円 宿泊料(県外) 15,000円 宿泊料(県内) 12,000円 食卓料 2,500円	日当(県外のみ) 2,200円 宿泊料(県外) 15,000円 宿泊料(県内) 10,000円 食卓料 2,500円	日当(県外のみ) 2,200円 宿泊料(県外) 15,000円 宿泊料(県内) 12,000円 食卓料 2,500円	日当(県外) 2,600円 (県内宿泊) 1,300円 宿泊料 13,100円

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

(8) 特殊勤務手当

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護担当ケースワーカー 月額8,000円 保育士 月額4,000円 				<ul style="list-style-type: none"> 生活保護担当ケースワーカー 月額8,000円 保育士 月額4,000円
行旅病死処理	<ul style="list-style-type: none"> 行旅病人 1件につき2,000円 行旅死人 1件につき10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 行旅死亡人 日額3,000円 			<ul style="list-style-type: none"> 行旅病人 1件につき2,000円 行旅死人 1件につき10,000円
老人ホーム業務	<ul style="list-style-type: none"> 看護師又は寮母(父) 月額4,000円 調理員 月額3,000円 				<ul style="list-style-type: none"> 看護師又は寮母(父) 月額4,000円 調理員 月額3,000円
保健業務	<ul style="list-style-type: none"> 日額200円 半日100円 				<ul style="list-style-type: none"> 日額200円 半日100円
感染症防疫	<ul style="list-style-type: none"> 1件につき1,000円 1日につき2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 伝染病防疫 日額3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 伝染病防疫 1回につき1,000円 行旅病人 1件につき2,000円 行旅死人 1件につき4,000円 犬猫等死体処理 1件につき1,000円 		<ul style="list-style-type: none"> 1件につき1,000円 1日につき2,000円
葬祭業務	<ul style="list-style-type: none"> 死体の搬送業務 1件につき1,200円 葬祭業務に従事 1件につき600円 				<ul style="list-style-type: none"> 死体の搬送業務 1件につき1,200円 葬祭業務に従事 1件につき600円

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
清掃作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ又はし尿の業務に従事 日額1,250円 半日630円 ・監督員 月額3,600円 ・清掃指導員又は班長 月額2,400円 ・副班長 月額1,200円 ・浄化槽管理資格 月額2,500円 ・犬猫等へい死体処理 1件につき500円 		<ul style="list-style-type: none"> ・1日作業従事時間4時間以下 給料日額×20/100×1/2 ・1日作業従事時間4時間超 給料日額×20/100 		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ又はし尿の業務に従事 日額1,250円 半日630円 ・監督員 月額3,600円 ・清掃指導員又は班長 月額2,400円 ・副班長 月額1,200円 ・浄化槽管理資格 月額2,500円 ・犬猫等へい死体処理 1件につき500円
汚物処理	汚水のある下水道施設内での作業 <ul style="list-style-type: none"> ・午前及び午後各1回以上従事したとき 1日につき1,000円 ・午前又は午後1回以上従事したとき 1日につき500円 				汚水のある下水道施設内での作業 <ul style="list-style-type: none"> ・午前及び午後各1回以上従事したとき 1日につき1,000円 ・午前又は午後1回以上従事したとき 1日につき500円
変則・不規則業務	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき 日額800円 半日400円				競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき 日額800円 半日400円

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
消防業務	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部・署に勤務する者 交代制勤務 月額4,000円 上記以外 月額1,500円 ・水火災等の業務に従事 非番 1回につき800円 当直 1回につき400円 ・救急出動の業務に従事 非番(救急救命士) 1回につき800円 当直(救急救命士) 1回につき400円 非番(上記以外) 1回につき700円 当直(上記以外) 1回につき300円 ・夜間特殊業務 5h～ 1回につき700円 2h～5h 1回につき500円 ～2h 1回につき300円 ・火災原因調査 1回につき200円 			<ul style="list-style-type: none"> ・消防自動車機関員手当 1か月につき1,000円 ・救急出動の業務に従事 非番 1回につき300円 当直 1回につき200円 ・水火災業務手当 非番 1回につき300円 当直 1回につき200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部・署に勤務する者 交代制勤務 月額4,000円 上記以外 月額1,500円 ・水火災等の業務に従事 1回につき400円 ・救急出動の業務に従事 救急救命士 1回につき400円 上記以外 1回につき300円 ・非番の者が招集されたとき 1回につき400円 ・夜間特殊業務 5h～ 1回につき700円 2h～5h 1回につき500円 ～2h 1回につき300円 ・火災原因調査 1回につき200円
現場作業	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業又は交通頻繁な車 道上作業に従事したとき 日額300円 半日150円 				<ul style="list-style-type: none"> 高所作業又は交通頻繁な車 道上作業に従事したとき 日額300円 半日150円
徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> 日額400円 半日200円 				<ul style="list-style-type: none"> 日額400円 半日200円

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号

一般職の職員の身分の取扱いについて

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果
年末年始勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～12月31日 日額6,000円 半日3,000円 ・1月1日～1月3日 日額8,000円 半日4,000円 				<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～12月31日 日額6,000円 半日3,000円 ・1月1日～1月3日 日額8,000円 半日4,000円
企業(水道)	平成16年10月1日以降 <ul style="list-style-type: none"> ・企業手当(主査級以下の職員) 主査 給料月額の2/100 上記以外の者 給料月額3.5/100 ・停水処分 1件につき200円 		<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の現場管理 勤務1か月につき 給料月額×4/100 		<ul style="list-style-type: none"> ・企業手当(主査級以下の職員) 主査 給料月額2/100 上記以外の者 給料月額3.5/100 ・停水処分 1件につき200円
乳児、幼児の保育及び幼児の教育		月額4,000円			廃止する。
給食運搬車運転		月額4,000円			廃止する。
綾歌学校給食共同調理場及びそれ以外調理		月額4,000円			廃止する。
用地交渉事務			1日につき500円		廃止する。

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第68号		一般職の職員の身分の取扱いについて					
4 職員							
(1) 任用							
区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果		
採用試験	財団法人日本人事試験センターによる共同試験に参加	香川県内町職員等採用統一試験に参加	香川県町村会による統一試験に参加	香川県町村会による統一試験に参加	財団法人日本人事試験センターによる共同試験に参加		
受験資格	上級事務 27歳以下 中級事務 25歳以下 保育士 25歳以下 幼稚園教諭 25歳以下 初級事務 19歳以下 技能労務 29歳以下	上級事務 29歳以下 保育士 25歳以下 幼稚園教諭 25歳以下 保健師 25歳以下 栄養士 25歳以下 技能労務 29歳以下	上級事務 29歳以下 中級保育士 25歳以下 幼稚園教諭 25歳以下 初級土木 21歳以下	初級(消防) 22歳以下	上級事務 29歳以下 中級事務 27歳以下 保育士 27歳以下 幼稚園教諭 27歳以下 初級事務 19歳以下 技能労務 29歳以下		
(2) 服務							
区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果		
勤務時間 (休憩時間)	勤務時間	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15 (一般職員の場合)	8:30~17:15		
	休憩時間	12:15~13:00	12:15~13:00	12:15~13:00	12:15~13:00		
	休息時間	12:00~12:15 17:00~17:15	12:00~12:15 15:00~15:15	12:00~12:15 17:00~17:15	12:00~12:15 17:00~17:15	12:00~12:15 17:00~17:15	
	週休日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	
(3) 賞罰							
区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	飯綾消防組合	調整結果		
分限	職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の例外	職員の意に反する降任、免職及び休職	職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の例外	職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の例外	職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の例外		
懲戒	戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分	戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分	戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分	戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分	戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分		
表彰	丸亀市職員表彰規則による。	・町職員として30年又は20年在職し、成績優秀な者 ・町制に関し、特に功績顕著な者	飯山町表彰規程による。	飯綾消防組合表彰規程による。	丸亀市職員表彰規則による。		

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

1 特別職及び議会議員の報酬等

【協定内容】

法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、同規模自治体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。

議会議員の報酬等については、同規模自治体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。

【調整結果】

(1) 特別職及び議会議員の報酬額

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
市町長	971,000円/月	783,000円/月	827,400円/月	971,000円/月
助役	765,000円/月	602,000円/月	606,000円/月	765,000円/月
収入役	707,000円/月	577,000円/月	586,000円/月	707,000円/月
教育長	691,000円/月	544,000円/月	556,000円/月	691,000円/月
議長	586,000円/月	365,000円/月	393,500円/月	586,000円/月
副議長	512,000円/月	312,000円/月	343,100円/月	512,000円/月
議員	457,000円/月	292,000円/月	322,900円/月 委員長 333,000円/月	457,000円/月

市長職務執行者については、市長の給料額を適用する。

新市において、速やかに特別職報酬等審議会に諮問するものとする。

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

(2) 市町長・助役・収入役の期末手当

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
6月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.6か月
12月	基礎額×1.7か月	基礎額×1.7か月	基礎額×1.7か月	基礎額×1.7か月
計	3.3か月	3.3か月	3.3か月	3.3か月
基礎額への加算	報酬の25%	報酬の45%	報酬の45%	報酬の25%

(3) 教育長の期末手当等

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
6月	期末手当	基礎額×1.6か月	基礎額×1.4か月	基礎額×1.6か月
	勤勉手当		基礎額×0.7か月	
12月	期末手当	基礎額×1.7か月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.7か月
	勤勉手当		基礎額×0.7か月	
計	3.3か月	4.4か月	4.4か月	3.3か月
基礎額への加算	報酬の25%	報酬の15%	報酬の15%	報酬の25%

(4) 議会議員の期末手当

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
6月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.6か月	基礎額×1.6か月
12月	基礎額×1.7か月	基礎額×1.7か月	基礎額×1.7か月	基礎額×1.7か月
計	3.3か月	3.3か月	3.3か月	3.3か月
基礎額への加算	報酬の25%	報酬の15%	報酬の15%	報酬の25%

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

(5) 特別職及び議会議員の旅費及び費用弁償

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
車賃(1km当たり)	37円	37円	37円	37円
日当(県外)	3,300円	2,200円	2,600円	3,300円
宿泊料	県外	14,800円	15,000円	14,800円
	県内	14,800円	12,000円	14,800円
食卓料(食事料)		2,500円	2,500円	
議会議員の会議 出席(費用弁償)	本会議・常任委員会 2,000円/日 公用車使用 1,000円/日	本会議・委員会 2,600円/日	本会議・委員会 2,500円/日	本会議・常任委員会 3,000円/日 公用車使用 1,500円/日

(6) 政務調査費

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
交付対象	議員	議員	議員	議員
交付額	100,000円/年	10,000円/月	10,000円/月	120,000円/年

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

2 行政委員の報酬額

【協定内容】

法令の定めるところにより、行政委員会を設置し、その委員等の報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

【調整結果】

区分		丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
教育委員会	委員長	83,000円/月	220,000円/年	220,000円/年	83,000円/月
	委員	76,000円/月	195,000円/年	200,000円/年	76,000円/月
選挙管理委員会	委員長	59,000円/月	100,000円/年	115,000円/年	59,000円/月
	委員	54,000円/月	85,000円/年	110,000円/年	54,000円/月
公平委員会	委員長	36,000円/月			36,000円/月
	委員	33,000円/月			33,000円/月
監査委員	識見を有する委員	176,000円/月	230,000円/年	240,000円/年	176,000円/月
	議会選任委員	54,000円/月	210,000円/年	190,000円/年	54,000円/月
農業委員会	会長	48,000円/月	215,000円/年	215,000円/年	48,000円/月
	副会長・代理	41,000円/月		205,000円/年	41,000円/月
	部会長	41,000円/月			41,000円/月
	副部会長	38,000円/月			38,000円/月
	委員	37,000円/月	195,000円/年	200,000円/年	37,000円/月
固定資産評価審査委員会委員		18,000円/日 (出席した時間が4時間に満たないときは9,000円)	6,000円/日	9,500円/日 (出席した時間が4時間に満たないときは4,750円)	9,000円/日

新市において、財政事情等を考慮し、速やかに特別職報酬等審議会に諮問し、決定する。

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

3 審議会・委員会等の委員の報酬

【協定内容】

審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等を基に調整し、設置する。

【調整結果】

区分	丸亀市	綾歌町	飯山町	調整結果
審議会・委員会等の委員	14,000円/日 (出席した時間が4時間に満たないときは7,000円)	6,000円/日	8,500円/日 (出席した時間が4時間に満たないときは4,250円)	7,000円/日
前記以外の非常勤の委員及び職員	勤務内容に基づき任命権者と市長との協議により定める額		勤務内容に基づき町長が定める額	勤務内容に基づき任命権者と市長との協議により定める額

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

参考

同規模自治体(人口105,000人～115,000人)の特別職の報酬等の状況

単位：円/月

区分	飯田市 (長野県)	岩国市 (山口県)	春日市 (福岡県)	戸田市 (埼玉県)	八代市 (熊本県)	昭島市 (東京都)	彦根市 (滋賀県)	小金井市 (東京都)	桑名市 (三重県)	小松市 (石川県)	国分寺市 (東京都)
人口(人) (H14.3.31現在)	106,161	106,451	106,490	106,566	106,803	106,922	107,024	107,303	108,683	109,307	109,886
市長	876,000	868,500	970,000	970,000	967,000	900,000	944,000	868,500	1,040,000	1,050,000	900,000
助役	720,000	785,000	804,000	814,000	764,000	836,000	786,000	783,750	790,000	860,000	770,000
収入役	640,000	685,000	737,000	746,000	672,000	769,500	720,000	726,750	680,000	760,000	710,000
教育長	624,000	685,000	708,000	746,000	662,000	769,500	720,000	726,750	642,000	740,000	710,000
議長	484,000	540,000	593,000	540,000	505,000	610,000	545,000	575,000	590,000	620,000	540,000
副議長	423,000	470,000	519,000	490,000	455,000	550,000	464,000	520,000	510,000	550,000	490,000
議員	395,000	440,000	474,000	450,000	429,000	530,000	414,000	490,000	460,000	520,000	470,000

単位：円/月

区分	岩槻市 (埼玉県)	北見市 (北海道)	草津市 (滋賀県)	三島市 (静岡県)	半田市 (愛知県)	三田市 (兵庫県)	東久留米市 (東京都)	生駒市 (奈良県)	桐生市 (群馬県)	平均
人口(人) (H14.3.31現在)	109,963	110,613	111,061	111,074	111,813	111,971	113,203	114,125	114,389	109,490
市長	768,000	970,000	930,000	950,000	1,056,000	1,021,250	960,000	1,060,000	964,250	951,675
助役	706,500	775,000	783,000	750,000	863,000	813,200	840,000	880,000	817,000	797,022
収入役	693,500	675,000	724,000	700,000	785,000	681,150	770,000	785,000	703,000	718,145
教育長	693,500	650,000	724,000	700,000	765,000	693,500	770,000	750,000	703,000	709,112
議長	470,000	500,000	537,000	495,000	542,000	636,000	550,000	700,000	565,000	556,850
副議長	400,000	455,000	474,000	435,000	491,000	549,000	510,000	625,000	510,000	494,500
議員	390,000	430,000	427,000	410,000	456,000	500,000	480,000	570,000	490,000	461,250

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会調整結果

報告第69号

特別職の職員の身分の取扱いについて

参考

県内各市の特別職の報酬等の状況

単位：円/月

区分	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市
人口(人) (H15.4.1現在)	337,202	80,900	57,930	35,972	45,016	56,713	38,235
市長	1,121,000	971,000	885,000	890,000	947,000	900,000	800,000
助役	906,000	765,000	679,000	715,000	730,000	710,000	610,000
収入役	783,000	707,000	628,000	642,000	664,000	650,000	580,000
教育長	738,000	691,000	610,000	620,000	651,000	600,000	560,000
議長	727,000	586,000	554,000	530,000	539,000	500,000	420,000
副議長	647,000	512,000	483,000	465,000	465,000	450,000	370,000
議員	608,000	457,000	433,000	430,000	430,000	410,000	350,000

観音寺市については、市長、助役、収入役及び教育長の報酬額を平成15年度10%減額。

